# 臨港緑地施設等 維持管理計画 <個別施設計画>

港湾局 2019 年 12 月

#### ■港湾局 個別施設計画

### 1. 計画の背景・目的等

## (1) 背景·目的

わが国の高度成長期に整備された公共施設が今後全国的にも集中的に更新時期 を迎えるため、国を挙げての維持管理体制の構築が進められています。

平成25年11月には、国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各施設を管理・所管するものがインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施したうえで適切な措置を講じることが求められています。

平成 26 年 4 月には総務省より地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定が求められ、大阪市においても、高度成長期に整備した公共施設の本格的な更新時期を迎えるにあたり、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの本市の基本的な方針として、平成 27 年 12 月に「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。

また、平成28年8月に策定した「市政改革プラン2.0」(平成30年7月に中間見直し版を策定)においても、「公共施設等の見直し」の一つとして「公共施設の総合的かつ計画的な管理」が具体的な取組みとして掲げられているところです。

港湾局では、「港湾施設を災害から守り安全で使いやすい大阪港の実現をめざして、安全・安心のまちづくりを展開しています。

こうした局政を展開するために臨港地区には、臨港緑地施設などの市設建築物を 所管しており、適切に管理運用し、有効に活用していくことが求められています。 本計画は、大阪市公共施設マネジメント基本方針及び市政改革プラン 2.0 に基づ き、港湾局所管施設のより計画的な維持管理を進めていくことを目的として、その 基本的な方針及び計画を定めるものです。

#### (2)計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び「大阪市公共施設マネジメント基本方針」において策定が求められている個別施設計画に位置づけられるものであり、「市政改革プラン 2.0」に基づき、当局所管施設の適切な維持管理や有効活用に向けて策定するものです。

#### (3) 対象施設

港湾局施設管理課 (緑地) が所管している港湾施設を対象とします (**表1**) (20019年4月1日時点で8施設21棟 延床面積約3,374㎡)

#### (4) 計画期間

本計画の期間は、2021 年度から 2050 年度までの 30 年間とし、大阪市公共施設マネジメント基本方針、市政改革プラン 2.0 や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

# 2. 施設の現状と課題

## (1) 施設のストックの状況

港湾局施設管理課(緑地)で所管する緑地等の関連施設にある市設建築物は、8 施設 21 棟、延床面積にすると約 3,374 ㎡となり、運河ポンプ場(表 1: No. 2)は港湾局にて直接維持管理を行っています。

その他施設の建築物を含む施設は、「港湾局所管基盤施設の維持管理の受委託に関する協定書」により、建設局へ樹木の維持管理及び施設点検の表面管理と、補修工事等を委託しています。

なお、施設の使用者の安全確保については任せきりにすることなく、日ごろから事故等の発生を防ぐため、特段の注意を払っています。

#### (2) 施設を取り巻く状況

もと大阪南港海水遊泳場(表1:No.8)については処分検討中です。臨港地域において、市民の海洋レクレーション需要に対応するとともに、自然と接し憩い集うことのできる場を提供するために設置して一般に開放しており、その役割を適切に果たす保有面積や立地となっています。これらの施設の管理については、大阪市港湾施設条例及び大阪市海浜施設条例に基づいて適切に維持管理を行い、快適な環境の整備に努めています。

#### (3) 施設の老朽化の状況

全施設とも、築 20 年が経過しており、これまでに外壁等の部分的な修繕や更新を 行ってきましたが、全体的に老朽化が進行してきているとともに、改修の更新時期に 差し掛かっています。なお、一部施設については改修工事が遅れている状況となって います。

表 1 臨港緑地施設等 対象施設一覧表

No	施設名称		棟数	延床面積 (m²)	建設年度	建築 年数	財産区分	施設 担当課	備	考
1	コスモスクェア 海浜緑地	休憩所 電気室・ポンプ室	1	68. 08 15. 98	1998	21				
2	軍河ポンプ場		1	317. 16	1999	20				
3	野鳥園臨港緑地	休憩所	1	638. 46	1983	36	. 行政	施設管理課(緑地)		
		日陰棚(北)	1	6. 85						
		日陰棚(南)	1	3. 24						
		四阿	1	16. 00						
4	舞洲緑道	休憩棟	1	487. 19	1996	23				
		電気室	1	26. 88						
5	舞洲緑地	機械室・電気室	1	95. 58	1993	26				
		第2機械室	1	41. 25	1994	25				
6	新夕陽丘	四阿	1	46. 13	1997	22				
		機械室	1	35. 27						
		電気室	1	31. 83						
7	南港ポートタウン「川のある緑道」	機械室	1	6. 96	1977	42				
	もと 大阪南港 海水遊泳場	管理棟	1	253. 71	1993	26				
8		海水浴棟	1	267. 32	1979	40				
		便所棟 (北)	1	43. 56	1986	33				
		更衣・休憩所棟	1	877. 80	1993	26				
		券売機用庇	1	30.00	1993	26				
		LPG庫	1	5. 74						
計			21	3374. 99						

建築年数表(2019年4月時点) 表 2

建築年数	箇所数	比率
40 年以上	2	9.52%
30 年~40 年未満	5	23.81%
20 年~30 年未満	14	66.67%
20 年未満	0	0.0%
総数	21	

・全てが築20年以上の建築物で、改修が必要な時期にあります。

#### (4) 妥当性の評価及び維持管理コストの状況

各休憩施設等について、当該施設が担う役割に応じて適切な保有面積、保有形態、 立地となっています。

これらの維持管理には、法令などに則って行う保守点検費用や、経年劣化等への 対応に要する修繕・更新費用、整備水準の向上等に伴う改修費用などを要します。

# 表3 維持管理コスト分類表

施策方針の 変更の有無 による区分		新規施策または施策方 針の変更に伴う				
ハード面の 拡充の有無 による区分		ともに現状維持・回復する ウン、グレードダウン、統		規模増または 整備水準の向上 を伴うコスト	コスト	
整備区分	a 保守点検	b 修繕、更新	c 建替、解体撤去	d 新築、増築、改修	e 新築、増築、改修	
説明	建築物や建築設備に係る保 守・点検費用。	経年劣化に対応する修繕 (区分d・eに該当しない もの。屋上防水・外壁改 修、設備機器の更新、日常 補修など原状回復が主な目 的)	既存施設の機能を継続する ことを目的とした建替えの ための費用(撤去費を含 む)。 廃止施設を撤去する費用。	ニーズ拡大への対応やハード面の法令等の改正への対応、整備水準の向上を主な目的とする増築や改修に要する費用。	新たな施策や制度の実施、 これまでの施策方針の変更 によって必要となる新・増 築や既存施設の改修に要す る費用。	

※整備区分 b  $\sim$  e のいずれか複数の整備区分にまたがる施設整備で、整備区分毎の切り分けができない場合は、 各整備区分の整備対象床面積(整備後)が最大となる整備区分で計上する。

#### ※用語の定義(改訂指針の注釈を参考に分類)

修繕:補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

更新:老朽化等に伴い機能が低下した部位等を取替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

例えば、外壁改修、屋上防水改修、便所改修、機器更新(老朽化によるもの)

改修: 公共施設を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。 例えば、耐震改修、パリアフリー化、太陽光発電設備設置、機器更新(機能向上を目的とするもの)

#### (5) 現状の課題

全施設とも築後20年以上が経過し、施設全体の経年劣化が進んでいます。保守点 検において、定期的に劣化状況をチェックしていますが、修繕や更新を計画的に行 い、不具合や事故の生じないよう保全していく必要があります。

## 3. 施策の実施方針

(1) 施設を活用して提供している公的サービスの実施方針

港湾の環境や景観を整備し、保全する目的で臨港緑地施設として機能する必要があります。

# 4. 施設整備の基本的な方針

(1) 施設の活用方針

緑地施設として適切に維持管理し、継続活用していきます。

### (2)修繕・更新等の基本的な方針

今後の維持管理にあたっては、各部位の標準的な耐用年数を勘案しながら点検等による状態監視型の予防保全に努め、適時適切な修繕・更新等により長寿命化を図っていきます。

#### (3) 改修等の基本的な方針

施設の改修時期等にあわせて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)や大阪府福祉のまちづくり条例、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱を踏まえ、必要に応じて各施設の利用者ニーズも勘案しながら、ユニバーサルデザイン化の実施について検討を行います。

#### 5. 施設整備の水準等

#### (1) 改修等の水準

改修等にあたっては、基本的に施設の機能を維持するための水準をもとに実施 していきます。ただし、中長期的な視点でトータルコストの縮減につながることが 明らかな場合には、高耐久化や省エネルギー化などの性能向上についても検討した うえで判断していくこととします。

#### (2) 維持管理の項目・手法等

各施設の様々な部位のうち、屋根、外壁、受変電設備、空調設備など不具合により利用者の安全確保や施設の長期利活用、良好な施設運営に重大な支障が発生し、かつ更新費用が多大になると考えられる部位については、中長期的な計画を作成して予防保全を行うことにより、長寿命化をめざします。その他の部位については、日常的な修繕を実施しながら、適切に対応していきます。

## 6. 長寿命化に向けた施設整備の実施計画

#### (1) 改修等の優先順位付けと実施計画

港湾局では施設利用者の安全性の確保、継続的な施設利用、施設の長期利活用の 観点から、現時点での経過年数や劣化状況、不具合の程度を踏まえ、修繕や更新等 を行う施設や時期を総合的に判断し、実施計画を策定しています。

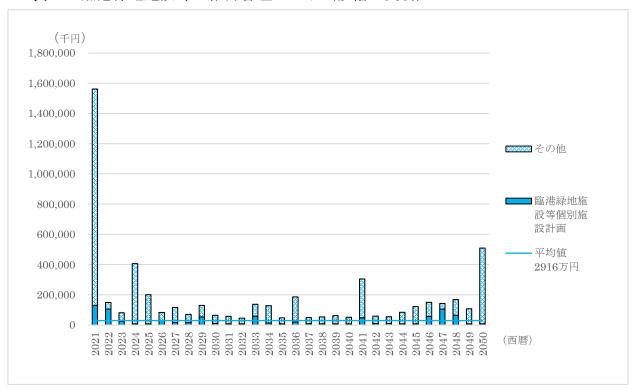
修繕や更新等の実施にあたっては、工事を集約することにより施設の休止期間の 短縮やトータルコストの縮減につながる場合は、更新予定時期の近接する部位の修 繕時期を調整して実施することも検討します。

なお、本実施計画は個別施設計画作成時点のものであり、定期的に実施する各種 点検の結果や今後発生する不具合の内容により、予算化の際には実施予定時期や内 容を変更する可能性があります。

# (2)維持管理コストの見通し

予防保全による長寿命化を推進することを目指した計画期間における修繕・更新費を試算した結果、年平均 2,916 万円となっています。

### 表4 臨港緑地施設等 維持管理コスト (修繕・更新)



# (3) 計画の実施体制

臨港緑地等施設については施設管理課(緑地)が主管課として本計画に則って 維持管理を進めます。また本計画の進捗のとりまとめについては工務課で行います。 本個別施設計画については、港湾局の方針の変更や施設を取り巻く状況の変化, 港湾局の運営に大きく影響を及ぼす事態が生じた場合など、必要に応じて見直しを 行います。

# 参考

- ○定期点検マニュアル 大阪市:市設建築物 定期点検マニュアル
- ○日常点検ハンドブック 大阪市:市設建築物 日常点検ハンドブック